

参考

医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の 取扱いについて

◆[厚生労働省「医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いについて」](#)

◆[厚生労働省「医療DX推進体制整備加算・医療情報取得加算の見直しについて」](#)

◆医療DX推進体制整備加算の施設基準 厚生局届出必要

厚生局届出書類↓

[記載例](#) / [届出用紙ダウンロード（厚生局ホームページ）](#)

- ・レセプトオンライン請求
- ・オンライン資格確認等システム導入
- ・医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報を診察室、手術室又は処置室等で閲覧又は活用できる体制
- ・**マイナ保険証の利用実績を一定程度有する【令和6年10月より3区分に】**
- ・電子処方箋を発行できる体制【令和7年3月末まで経過措置】
- ・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制【令和7年9月末まで経過措置】
- ・定められた事項を見やすい場所に掲示し、原則ウェブサイトにも掲載
- ・**（加算1・2）マイナポータルの医療情報に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じること【令和6年10月より適用】**

◆医療情報取得加算の施設基準 厚生局届出不要

- ・レセプトオンライン請求
- ・オンライン資格確認等システム導入
- ・必要事項を見やすい場所に掲示し、原則ウェブサイトにも掲載
【ウェブサイトは令和7年5月末まで経過措置】

◆[厚生労働省「医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する
疑義解釈資料の送付について（その1）」](#)